

独立行政法人農業者年金基金 第2期中期目標期間業務実績報告書

中期目標項目	中期計画項目	事業報告書																																																																		
第1 中期目標の期間 基金の中期目標の期間は、平成20年4月1日から平成25年3月31日																																																																				
第2 業務運営の効率化に関する事項 1 運営経費の抑制等 (1) 一般管理費（人件費を除く。）について、業務の効率化を進め、中期目標の期間中に、平成19年度比で15%抑制する。 なお、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降5年間において、国家公務員に準じた人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。以下同じ。）の削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。 さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 業務運営の効率化による経費の抑制等 (1) 一般管理費及び事業費の抑制 一般管理費（人件費を除く。）について、業務の効率化を進め、中期目標の期間中に、平成19年度比で15%抑制する。 また、事業費（業務委託費）についても、中期目標の期間中に、平成19年度比で13%以上抑制する。 このため、加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底、計画的な物資の調達等を行う。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 業務運営の効率化による経費の抑制等 (1) 一般管理費及び事業費の抑制 一般管理費（人件費を除く。）については、平成19年度比で15%抑制する計画に対し、実績では19.1%の抑制を達成した。 【達成状況】 (一般管理費の各年度の達成状況) (単位：千円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額（実績額）</td> <td>691,678</td> <td>618,189</td> <td>556,357</td> <td>643,958</td> <td>668,808</td> </tr> <tr> <td>H19年度予算額に対する削減率</td> <td>▲16.4</td> <td>▲25.3</td> <td>▲32.7</td> <td>▲22.1</td> <td>▲19.1</td> </tr> <tr> <td>(参考) H19年度決算額に対する削減率</td> <td>▲9.1</td> <td>▲18.7</td> <td>▲26.9</td> <td>▲15.4</td> <td>▲12.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) H19年度：(予算) 827,168千円、(決算) 760,792千円 (注2) H24年度は、前年度までの運営費交付金の残額から、電算システム開発費に充当した金額を除いている。</p> <p>((参考) 一般管理費の執行状況) (単位：千円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費（予算）(A)</td> <td>802,353</td> <td>776,277</td> <td>751,049</td> <td>711,455</td> <td>688,311</td> <td>3,729,445</td> </tr> <tr> <td>H19年度予算額に対する削減率</td> <td>▲3.0</td> <td>▲6.2</td> <td>▲9.2</td> <td>▲14.0</td> <td>▲16.8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>決算額(B)</td> <td>691,678</td> <td>618,189</td> <td>556,357</td> <td>643,953</td> <td>938,800</td> <td>3,448,977</td> </tr> <tr> <td>残額(C=A-B)</td> <td>110,675</td> <td>158,088</td> <td>194,692</td> <td>67,502</td> <td>▲250,489</td> <td>280,468</td> </tr> <tr> <td>繰越額</td> <td>110,675</td> <td>268,763</td> <td>463,455</td> <td>530,957</td> <td>280,468</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) (A) は運営費交付金として国から交付された人件費を除く一般管理費。 (注2) (B) の平成24年度は前年度までの運営費交付金の残額から電算システム開発費に充当した額を含む決算額。</p>		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	決算額（実績額）	691,678	618,189	556,357	643,958	668,808	H19年度予算額に対する削減率	▲16.4	▲25.3	▲32.7	▲22.1	▲19.1	(参考) H19年度決算額に対する削減率	▲9.1	▲18.7	▲26.9	▲15.4	▲12.1		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	合計	一般管理費（予算）(A)	802,353	776,277	751,049	711,455	688,311	3,729,445	H19年度予算額に対する削減率	▲3.0	▲6.2	▲9.2	▲14.0	▲16.8		決算額(B)	691,678	618,189	556,357	643,953	938,800	3,448,977	残額(C=A-B)	110,675	158,088	194,692	67,502	▲250,489	280,468	繰越額	110,675	268,763	463,455	530,957	280,468	
	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度																																																															
決算額（実績額）	691,678	618,189	556,357	643,958	668,808																																																															
H19年度予算額に対する削減率	▲16.4	▲25.3	▲32.7	▲22.1	▲19.1																																																															
(参考) H19年度決算額に対する削減率	▲9.1	▲18.7	▲26.9	▲15.4	▲12.1																																																															
	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	合計																																																														
一般管理費（予算）(A)	802,353	776,277	751,049	711,455	688,311	3,729,445																																																														
H19年度予算額に対する削減率	▲3.0	▲6.2	▲9.2	▲14.0	▲16.8																																																															
決算額(B)	691,678	618,189	556,357	643,953	938,800	3,448,977																																																														
残額(C=A-B)	110,675	158,088	194,692	67,502	▲250,489	280,468																																																														
繰越額	110,675	268,763	463,455	530,957	280,468																																																															

また、事業費（業務委託費）についても、中期目標の期間中に平成19年度比で13%以上抑制する。

また、事業費については、19年度比で13%以上抑制する計画に対し、実績では25.0%の抑制を達成した。

【達成状況】

(事業費の各年度の達成状況)

(単位：千円、%)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
決算額（実績額）	2,170,421	1,964,454	1,963,176	1,854,729	1,789,725
H19年度予算額に対する削減率	▲9.0	▲17.7	▲17.7	▲22.3	▲25.0
(参考) H19年度決算額に対する削減率	▲7.5	▲16.3	▲16.3	▲21.0	▲23.7

(注1) H19年度：(予算) 2,385,517千円、(決算) 2,346,295千円

(2) 人件費の計画的削減

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降5年間において、人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。以下同じ。）について5%以上の削減を行う。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。

(2) 人件費の計画的削減

人件費については17年度比5%以上削減する計画に対し、実績で18.1%の削減（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）を行った。

(単位：千円)

	17年度実績	24年度実績	削減率	削減率(補正值)
人件費	754,840	592,514	△21.5%	△18.1%

(注) 削減率（補正值）は、人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いた削減率である。なお、平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成21年度、平成22年度、平成23年度、平成24年度の行政職（一）職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%、△1.5%、△0.23%、0%である。

(2) 給与水準については、平成18年度の対国家公務員地域別指数（地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）110.0について、中期目標期間の終了時までに10ポイント低下さ

(3) 給与水準の適正化

職員の給与水準の適正化を図るために、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員給与の見直しを引き続き進めることに加え、毎年度の給与改定において、国家公務

(3) 給与水準の適正化

国家公務員より節約した率による給与改定、管理職手当等の支給割合の引き下げ等の取組により、中期目標の期間の終了時の平成24年度において、平成18年度の対国家公務員地域別指数（地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）110.0について、12.2ポイント低下し97.8となっている

また、給与水準の適正性の検証と検証結果や取組状況については、

せる。

また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況についてホームページで公表する。

員より節約した率による給与改定、管理職手当の支給割合の引下げ等に取り組み、平成18年度の対国家公務員地域別指標（地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）110.0について、中期目標の期間の終了時までに10ポイント低下させる。

また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況についてホームページで公表する。

① 紙与水準の適正についての検証

毎年度、対国家公務員の法人基準年齢階層ラスパイレス指数でみると給与水準が高くなっている理由としては、次の二点がある。

a 職員の全員が東京都区部の勤務であるため、国家公務員と同様に民間賃金が高い地域に在職する職員に支払われる手当（特別都市手当）の支給割合が高くなっている。

b 農業者の確保という農政上の政策目的を達成するため、多岐にわたる業務ごとに責任者を配置する必要がある一方で、一般職員は必要最小限の者に留めていることから、管理職の割合が高くなっている。

② 人件費の削減及び給与水準の適正化の取組みの進捗状況等を「役職員の報酬・給与等について」として基金ホームページで公表した。

(各年度の達成状況)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
目標 ラスパイレス指数	106.2	105.0	103.3	101.6	100.0
目標 H18年度比	▲3.8	▲5.0	▲6.7	▲8.4	▲10.0
実績 ラスパイレス指数	104.1	100.3	102.4	99.4	97.8
実績 H18年度比	▲5.9	▲9.7	▲7.6	▲10.6	▲12.2

(参考)

(単位：%)

	国家公務員(行一)	基金
特別都市手当支給割合	29.6%	100.0%
管理職の割合	15.7%	18.9%

(注)

- ・国家公務員（行一）は「平成24年度国家公務員給与等実態調査」
- ・基金は平成24年4月1日現在

(3) 隨意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

(4) 隨意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、以下の取組により随意契約の適正化を推進するものとする。

(4) 隨意契約の見直し

契約については、当基金の会計規程及び会計規程実施細則において契約方式、契約事務手続、契約の公表、契約審査委員会等に関し、国の基準に準じて規定し、契約の適正化を推進しており、新規契約を行う場合は、原則として一般競争入札等によるものとした。

また、平成21年11月17日付閣議決定「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」を受けて、平成22年5月に新たな「随意契約等見直し計画」を策定した。当該見直し計画については、着実に実施し、真にやむを得ない場合を除き一般競争入札等にすべて移行している。

一般競争入札等を行うに当たり、契約の適切性について契約審査委員会の審査を受け、「1者応札・1者応募」に係る契約についても契約監視委員会の点検を受けており競争性・透明性を十分に確保した。

平成22年度から契約監視委員会による点検を受けている。

① 基金が策定する「随意契

① 基金が策定する「随意契約見

① 平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」については、平成22年度をもって達成し

約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況をホームページで公表し、フォローアップを実施する。

- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。

直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況をホームページで公表し、フォローアップを実施する。

- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。

た。

平成22年度に新たに策定した「随意契約等見直し計画」については、着実に実施し、真にやむを得ない場合を除き一般競争入札等にすべて移行しており、計画どおりの内容となっている。

「随意契約等見直し計画」の取組状況については、ホームページにおいて毎年度公表を行っている。

なお、各年度の随意契約の実績割合が、計画の割合を超過している場合があるが、これは、随意契約の増加によるものではなく、割合算出の分母となる全体（一般競争入札等を含む）の契約件数及び金額が、目標となる年度と比較して減少していることによるものである。

（「随意契約等見直し計画」の達成状況）

（単位：件、%、億円）

			H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
件 数	計画	契約総件数 うち随意契約 (割合)	35 26 (74.3)	35 26 (74.3)	31 11 (35.5)	31 11 (35.5)	31 11 (35.5)
	実績	契約総件数 うち随意契約 (割合)	31 15 (48.4)	29 12 (41.4)	28 8 (28.6)	28 10 (35.7)	24 8 (33.3)
金 額	計画	契約総額 うち随意契約 (割合)	5.9 2.8 (47.4)	5.9 2.8 (47.4)	5.9 2.9 (48.8)	5.9 2.9 (48.8)	5.9 2.9 (48.8)
	実績	契約総額 うち随意契約 (割合)	5.9 4.2 (71.2)	5.1 2.8 (54.9)	4.7 2.5 (53.2)	12.1 2.7 (22.2)	4.2 2.3 (54.3)

（注）計数は、それぞれ合計において四捨五入のために一致しない場合がある。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。

- ③ 平成20年2月に設置した契約審査委員会において、契約の適切性を審査する。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約を受けるものとする。

- ② 契約審査委員会を開催し、特定調達、随意契約の適切性等について審査した。

監事監査において、契約審査体制、入札、募集方法、契約額、契約方式、契約相手方の選定等の適否について、契約の競争性、公正性、透明性の観点からのチェックを受けた。

（契約審査会開催回数等）

（単位：回、件）

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
開催回数	7	12	16	19	9
案件数	16	20	16	24	17

- ③ 監事監査において、契約審査体制、入札、募集方法、契約額、契約方式、契約相手方の選定等の適否について、契約の競争性、公正性、透明性の観点からのチェックを受けた。

また、会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受け

		<p>た。</p> <p>④ 契約監視委員会を毎年度開催し、外部委員による随意契約事由の妥当性等について審議を受けた。 また、点検結果をホームページで公表した。</p>
<p>2 業務運営の効率化 事務書類の簡素化、電子情報提供システムの利用の促進等により、業務運営を迅速化・効率化する。</p>	<p>2 業務運営の効率化</p> <p>(1) 申出書等の見直し 適正かつ効率的・効果的な審査を確保しつつ、関係者の負担を軽減するため、申出書等の簡素化等必要に応じて見直しを行う。</p> <p>(2) 電子情報提供システムの利用促進等 加入者、受給者等へのサービスの向上と業務受託機関における業務の効率的な実施のため、業務受託機関の事務処理の電子化への対応状況、情報の安全性の確保等に留意しつつ、業務受託機関において、被保険者情報や申出書等の処理状況の把握等ができる電子情報提供システムの利用の促進（アクセス件数の増加）、内容の充実により事務処理の迅速化・効率化を図る</p>	<p>2 業務運営の効率化</p> <p>(1) 申出書等の見直し 平成20年度において「現況届」様式の内容について、業務受託機関からの意見を踏まえ改善した。また、年金裁定請求書等の様式の一部について、年金の払渡機関に「ゆうちょ銀行」への口座振込が可能となったこと等に伴う改正を行い、農業者年金加入者、受給権者等に対する利便性の向上を図ることとした。</p> <p>平成21年度には、給付関係に係る裁定請求書について、請求者本人の生年月日を確認するための書類として、住民票又は戸籍抄本（謄本）の添付をお願いしてきたが、平成22年1月1日農協受付分より、請求日時点で効力を有している公的機関が発行したもの（運転免許証、パスポート）の写しでも確認可能とし、農業者年金加入者に対する利便性の向上、負担の軽減を図った。</p> <p>(2) 電子情報提供システムの利用促進等</p> <p>① 電子情報提供システム利用促進 基金主催の会議や業務受託機関が開催した農業者年金業務担当者等の研修会へ、基金職員を派遣して電子情報提供システムの利用方法等の説明会を実施した。 また、平成21年9月末に本システムの利用促進用パンフレットを作成し、未利用となっている業務受託機関の担当者へ直接送付を行うなど利用促進に取り組んだ結果、アクセス件数は毎年度増加した。</p> <p>② 電算システムの改善・整備</p> <p>ア 平成20年度 システム利用者に関する諸変更手続きのオンライン申請等電算システムの改善・整備の検討を行い、開発に着手し、終了した。</p> <p>イ 平成21年度 電算システムの改善・整備の検討及び開発について、新制度の65歳の年金裁定時に付利累計額がマイナスとなった場合、可能な限り補てんされる仕組みが追加されたことに伴い、基幹業務記録及び電子情報提供システムでの所要の改善を12月末までに完了した。また、電子情報提供システムにおいて、被保険者・受給権者検索機能の強化等サービス向上のための開発に着手し年度末までに終了した。</p> <p>ウ 平成22年度 電算システムの改善・整備の検討及び開発について、被保険者等のサービスの向上、事務処理の迅速化、効率化を一層推進するため、現行業務処理方式の改善及びその結果を踏まえた電算システムの機能改善に向け取り組みを開始し、電算システムの改善スケジュールを作成した。</p>

また、業務受託機関から要望の多い被保険者数、受給権者数の表示機能の追加開発に着手し、年度末までに終了した。

二 平成23年度

平成22年度の電算システムの改善スケジュールに沿って、業務運営及び電算システムの改善・整備の検討を行い、新しい事務処理方法及びシステムの構築に係る改善方針として①業務の効率化及び業務品質の向上、②加入者サービスの向上、③業務受託機関の事務の円滑化、④システムの保存・運用コストの低減及び拡張性の確保、⑤セキュリティの向上の5点について改善方針を作成し、開発に着手した。

三 平成24年度

平成23年度に作成した電算システムの改善方針に基づき、開発を推進し、進捗率は、平成24年度末49.6%の予定に対して、実績は48.4%となり、概ね計画どおりの結果となった。

(アクセス件数)		(単位：千件、%)				
		H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
アクセス件数		184	283	325	628	791
前年度比		-	153.8	114.8	193.2	126.0
						118.5

(3) 実務者用マニュアルの見直し
申出書等の点検・確認等の委託業務が適切かつ効率的・効果的に行われるよう、業務受託機関（農業委員会及び農業協同組合）向けの実務者用マニュアルについて必要に応じて見直しを行う

(3) 実務者用マニュアルの見直し

申出書等の点検・確認等の委託業務が適切かつ効率的・効果的に行われるよう、業務受託機関（農業委員会及び農業協同組合）向けの実務者用マニュアルである「制度と実務」について、「家族経営協定書（例）」を追加するなど、業務受託機関の担当者がより円滑に実務を行えるよう見直しを行い、必要な加筆・修正を行った。

3 組織運営の合理化

(1) 中期計画において、農業者年金制度に係る事務量の推移の的確な見通しによる業務の執行方法等の見直しを行うとともに、常勤職員の適正な配置等組織運営の合理化に関する具体的な事項を定め、中期目標の期間中に常勤職員数を極力縮減する。

3 組織運営の合理化

(1) 常勤職員の計画的削減

常勤職員数については、組織の見直し及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項第2号の継続雇用制度（以下単に「継続雇用制度」という。）の活用等の業務の執行方法の見直し等に取り組み、中期目標期初の82人を、中期目標の期間の終了時までに75人とする。さらに、見直しに取り組み、常勤職員数を極力縮減するよう努める。

3 組織運営の合理化

(1) 常勤職員の計画的削減

常勤職員数については、中期計画どおり、中期目標期初の82人を、平成24年度末に75人に削減した。

○常勤職員数の推移

(単位：人)

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
80	79	77	76	75

(注) 各年度末現在

<p>(2) 北海道連絡事務所及び九州連絡事務所について平成22年度までに廃止する。</p>	<p>(2) 組織の合理化 組織の見直しについては、業務受託機関の受託業務に支障が生じないよう十分に配慮しつつ、北海道連絡事務所については平成22年度末までに、九州連絡事務所については平成20年度末までに、それぞれ廃止する。</p>	<p>(2) 組織の合理化 九州連絡事務所は、計画どおり平成20年度末をもって廃止、北海道連絡事務所も計画どおり平成22年度末をもって廃止した。 なお、事前に、農業委員会、農業協同組合等に十分な周知を行い、業務は円滑に移行された。</p>																					
<p>(3) 役職員の法令遵守、業務の適正な執行等の徹底を図るために、外部有識者を含むコンプライアンス委員会を平成20年度初頭に設置し、内部統制機能を強化する。また、講じた措置については積極的に公表する。</p>	<p>(3) コンプライアンスの推進 役職員の法令遵守、業務の適正な執行等の徹底を図るために、外部有識者を含むコンプライアンス委員会を平成20年度初頭に設置し、内部統制機能を強化する。</p>	<p>(3) コンプライアンスの推進 ① コンプライアンス委員会を中心とした内部統制機能の強化を図っている。 また、コンプライアンスハンドブックを作成し役職員全員に配布。さらに、毎年度コンプライアンス委員会が計画した研修を実施し、役職員に対し倫理規程遵守の高揚を図るとともに、役職員のコンプライアンスに対する意識の向上を図るなどコンプライアンスの推進を行っている。 ② 内部統制に係る取組については、理事長が文書等により、職員に対し、独立行政法人農業者年金基金の目的を達成するよう使命感を持ち、サービス精神を持って仕事に取り組むこと等を指示した。また、理事長及び理事と監事による意見交換会も実施した。 平成24年度において内部統制に関する仕組みと体制の強化を図るため、内部統制に関する基本方針及び規定を検討し、平成25年4月1日に施行した。 また、監事監査において、内部統制の評価・改善を目的として行われている内部監査については、業務の潜在リスクとその重要性を評価した上で、重要なリスクを重点的に監査対象とする方式（リスクアプローチ）を導入し内部監査の高度化を指摘し、平成22年6月28日付「平成21年度監事監査報告書」により監事名で理事長あてに報告されている。</p>																					
	<p>また、コンプライアンスの推進、違反行為の防止策等に関する事項の審議を四半期ごとに行い、講じた措置について公表する。</p>	<p>③ コンプライアンス推進計画の具体的取組について、取組状況の中間報告、次年度の推進計画等について、コンプライアンス委員会を開催（四半期毎）し審議を行った。 また、違反行為の防止策等に関する事項の審議を行い、講じた措置についてホームページで公表した。</p> <table border="1" data-bbox="1006 1111 1763 1198"> <thead> <tr> <th colspan="6">(コンプライアンス委員会の開催状況)</th> <th>(単位：回)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 独立行政法人農業者年金基金内部監査規程を平成22年9月に策定した。 これに基づき、監査事項、監査方法、監査の対象期間及び実施時期等を内容とする独立行政法人農業者年金基金内部監査年度計画を作成し、内部監査を実施し、基幹業務記録システムへの入力に係る事務処理に関するマニュアルの作成、法人文書の管理等について改善を指</p>	(コンプライアンス委員会の開催状況)						(単位：回)		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度		開催回数	5	4	4	4	4	
(コンプライアンス委員会の開催状況)						(単位：回)																	
	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度																		
開催回数	5	4	4	4	4																		

		示した。																																																						
(4) 能力・実績主義の活用により、役員の報酬及び職員の給与等にその業績及び勤務成績を一層反映させる。	(4) 能力・実績主義の活用 常勤役員の期末特別手当の額については、その者の職務実績を反映させる。 また、職員の昇給区分の決定(5段階)及び勤勉手当(賞与)の額については、その者の勤務成績を反映させる。	(4) 能力・実績主義の活用 常勤役員について、理事長が職務実績を評価し、結果として期末特別手当の額を増減することなく決定した。 また、職員の昇給については、勤務成績に応じて昇給区分(5段階)を決定のうえ実施した。勤勉手当の成績率の決定については、基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて支給した。																																																						
4 委託業務の効率的・効果的実施 委託業務が効率的・効果的に実施されるよう、その実施状況を業務受託機関からの事業実績報告書等を確実に入手することにより的確に把握するとともに、実施状況・効果の検証を行い、事業費(業務委託費)を計画的に削減する。 そのため、業務委託費の配分について、平成20年度から、定額割の見直し、加入にインセンティブを与える配分を行うこと等、その配分基準を見直す。	4 委託業務の効率的・効果的実施 (1) 委託業務が効率的・効果的に実施されるよう、業務受託機関からの事業実績報告書等の提出を働きかけ確実に入手することにより、その実施状況を的確に把握し、効果の検証を行う。また、市町村段階の業務委託費の定額割部分について、業務受託機関ごとの業務量を反映した配分となるよう見直すこと等により業務委託費について、業務実態等を踏まえた適正な額とし、その計画的な削減に取り組む。 なお、委託業務の効率的実施の観点から、基金の行う特別相談活動事業は、平成19年度をもって廃止する。	4 委託業務の効率的・効果的実施 (1) 委託業務の実施状況の的確な把握と効果の検証 業務受託機関からの実績報告書の提出を受けて、委託業務の実施状況を把握し、効率的・効果的な実施の観点から委託業務の実施状況に関する効果の検証を行った。 ア 新規加入者を確保する加入推進活動の強化 農業委員会及び農業協同組合は、それぞれ、加入推進対策会議及び研修会、加入対象者への説明会を開催し、戸別訪問を行い、加入対象者に働きかけた。 (農業委員会及び農業協同組合1機関当たりの加入推進活動状況) <table border="1"> <thead> <tr> <th>加入推進活動の内容</th><th>農業委員会</th><th>H21年度</th><th>H22年度</th><th>H23年度</th><th>H24年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入推進対策会議及び研修会</td><td>農業協同組合</td><td>1.7回</td><td>1.4回</td><td>1.6回</td><td>1.8回</td></tr> <tr> <td></td><td>農業委員会</td><td>2.4回</td><td>1.3回</td><td>2.3回</td><td>2.4回</td></tr> <tr> <td>加入対象者への説明会(年間)</td><td>農業協同組合</td><td>1.0回</td><td>1.0回</td><td>0.8回</td><td>0.9回</td></tr> <tr> <td></td><td>農業委員会</td><td>1.7回</td><td>1.2回</td><td>1.3回</td><td>1.3回</td></tr> <tr> <td>個別訪問(年間)</td><td>農業委員会</td><td>11.0人</td><td>9.4人</td><td>11.3人</td><td>11.4人</td></tr> <tr> <td></td><td>農業協同組合</td><td>16.0人</td><td>8.1人</td><td>16.4人</td><td>14.3人</td></tr> <tr> <td>加入対象者に働きかけ(年間延べ)</td><td>農業委員会</td><td>68.0人</td><td>54.6人</td><td>64.6人</td><td>63.1人</td></tr> <tr> <td></td><td>農業協同組合</td><td>98.0人</td><td>47.2人</td><td>71.5人</td><td>70.6人</td></tr> </tbody> </table> イ 保険料の確実な収納、将来の年金受給の確保 毎年度、農業協同組合は、被保険者に対し、口座の残高不足等を原因とする保険料の未納が生じないよう働きかけ、将来の年金受給を確保するため、高水準の収納率を維持していく必要がある。	加入推進活動の内容	農業委員会	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	加入推進対策会議及び研修会	農業協同組合	1.7回	1.4回	1.6回	1.8回		農業委員会	2.4回	1.3回	2.3回	2.4回	加入対象者への説明会(年間)	農業協同組合	1.0回	1.0回	0.8回	0.9回		農業委員会	1.7回	1.2回	1.3回	1.3回	個別訪問(年間)	農業委員会	11.0人	9.4人	11.3人	11.4人		農業協同組合	16.0人	8.1人	16.4人	14.3人	加入対象者に働きかけ(年間延べ)	農業委員会	68.0人	54.6人	64.6人	63.1人		農業協同組合	98.0人	47.2人	71.5人	70.6人
加入推進活動の内容	農業委員会	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度																																																			
加入推進対策会議及び研修会	農業協同組合	1.7回	1.4回	1.6回	1.8回																																																			
	農業委員会	2.4回	1.3回	2.3回	2.4回																																																			
加入対象者への説明会(年間)	農業協同組合	1.0回	1.0回	0.8回	0.9回																																																			
	農業委員会	1.7回	1.2回	1.3回	1.3回																																																			
個別訪問(年間)	農業委員会	11.0人	9.4人	11.3人	11.4人																																																			
	農業協同組合	16.0人	8.1人	16.4人	14.3人																																																			
加入対象者に働きかけ(年間延べ)	農業委員会	68.0人	54.6人	64.6人	63.1人																																																			
	農業協同組合	98.0人	47.2人	71.5人	70.6人																																																			

(保険料の収納状況)

(単位：人、%)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
被保険者数	57,216	55,636	54,041	52,222
収納率	97.4	97.3	97.3	97.3

ウ 各種届出書の迅速な処理、加入者・受給者のサービスの確保

農業委員会及び農業協同組合は、標準処理期間を定めている加入届、年金裁定請求書等の各種届出書についてほとんど期間内で処理している。

引き続き各種届出書を迅速に処理し、加入者や受給者に対するサービスを確保していくことが必要である。

(標準処理期間内で処理できた割合)

(単位：件、%)

確認月	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度	
	8月	2月	8月	2月	8月	2月	8月	2月
処理件数	2,151	2,563	2,237	2,571	2,064	2,964	2,336	3,069
(割合)	(98.5)	(99.1)	(97.9)	(99.6)	(98.3)	(98.5)	(98.8)	(98.9)

(注) 標準処理期間=①加入申込書等60日、②年金裁定請求書90日

エ 年金の受給漏れ防止、速やかな年金の受給開始

待期者が65歳の誕生日を迎える3カ月前に、毎月裁定請求の勧奨を文書で行うとともに、農業委員会及び農業協同組合が勧奨の対象となる待期者に働きかけた。

引き続き年金の裁定請求漏れを防止し、速やかな年金の受給開始を確保していく必要がある。

(裁定請求書提出の働きかけ対象者数及び裁定者数実績)

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
働きかけ対象者	1,969件	1,696件	2,418件	3,444件
裁定実績 (割合)	1,834件 (93.1%)	1,546件 (91.2%)	2,219件 (91.8%)	3,173件 (92.1%)

オ 現況届の確実な提出、適正な年金の支給の確保

農業委員会は、毎年度、年金受給権者に対し、現況届の提出の働きかけ・督促を行った。引き続き現況届の確実な提出により受給権者の生存や農業経営再開の有無を確認し、適正な年金の支給を確保していく必要がある。

(現況確認を行った受給権者数)

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
受給権者数	598千人	564千人	520千人	501千人
1農委当たり	338人	325人	313人	297人

(注) 平成23年度は受給権者数は、東日本大震災の被災地14千人分(38農委)を除いた数。

【参考データ】

(農業委員会及び農業協同組合への業務委託費の支出状況)

(単位:機関、千円)

		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
業務受託機関数	農委	1,740	1,722	1,675	1,656	1,657
	農協	758	725	705	703	697
支出額	農委	915,193	842,783	845,048	795,137	768,873
	農協	756,835	646,913	654,349	621,249	607,809
1機関当たり	農委	526	489	505	480	464
	農協	998	892	928	884	872

ア 平成20年度に市町村段階の業務委託費（農業者年金業務委託手数料（農業者年金業務））の定額割部分について、従前一律であった単価（市区町村（農業委員会）：90,000円、農業協同組合：180,000円）を以下のとおり業務受託機関ごとの被保険者数及び受給権者数に応じて区分した単価に改めた。

(市町村（農業委員会）)

被保険者数及び受給権者数	委託費の額
500人～	90,000円
100人～499人	75,000円
～99人	60,000円

(農業協同組合)

被保険者数及び受給権者数	委託費の額
1,000人～	180,000円
200人～999人	150,000円
～199人	120,000円

イ 業務委託費の効率化

各年度とも削減目標以上の削減を行った。

	(業務委託費の削減)				
	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	(単位：千円、%) H24年度
予算額	2,192,097	2,162,284	2,132,877	2,068,106	2,031,819
削減率	▲8.1	▲1.3	▲1.36	▲3.0	▲1.8
実績	2,170,421	1,964,454	1,962,897	1,854,720	1,789,725
削減率	▲9.0	▲10.4	▲9.2	▲13.0	▲13.5
達成度合	111.1	800.0	676.5	928.6	964.3

(注) H19年度：(予算) 2,385,517千円

(2) 制度普及活動に関しては、経済性・有効性を高める観点から、効果の高い活動事例を活用した制度普及活動の推進、認定農業者や家族経営協定締結者などに重点的に加入を勧めることを明確化した加入推進取組方針（戦略プラン）を策定するなどにより重点化し、メリハリの効いた業務委託費の配分等効率的・効果的な制度普及活動に取り組む。

また、加入推進にインセンティブを与える配分となるよう見直す。

(2) 制度普及活動の効率的・効果的実施

- ① 平成20年度は、効果の高い活動事例を活用した制度普及の推進、認定農業者等に重点的に加入を勧めること等を明確化した加入推進取組方針（戦略プラン）を示し、加入推進にインセンティブを与える配分となるよう業務委託費の見直しを行った。
- ② また、平成21年度には、新規加入者に係る業務委託費の配分について、認定農業者等の場合とそれ以外の場合で格差のある配分に見直した。その結果、メリハリの効いた効率的・効果的な加入推進活動に取り組む機運が醸成され、認定農業者、認定農業者と家族経営協定を締結している後継者等の政策支援の新規加入者数が増加した。

5 業務運営能力の向上等
職員及び業務受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図るとともに、業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、中期計画に定めるところにより研修等を実施する

5 業務運営能力の向上等
(1) 農業者年金基金職員
農業者年金基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の修得を図るために、初任者研修を毎年度4月及び10月の2回実施する。

また、年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施する。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用する。

5 業務運営能力の向上等

(1) 農業者年金基金職員

① 新任職員を対象とする研修

毎年度4月及び10月に新任職員について、研修を実施し、おおむねの理解が図られた者の割合は下表のとおりだった。

	(理解度の推移) (単位：%)				
	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
理解度	93.3	100.0	94.7	100.0	100.0

○研修内容

- ・農業者年金制度
- ・独立行政法人制度（中期計画・年度計画）
- ・資格・給付業務 等

② 専門分野研修

専門分野の研修として年金資産の運用、経営移譲及び経営継承の方法等の研修を実施した。

おおむねの理解が図られた者の割合は下表のとおり。

(理解度の推移)		(単位：%)			
	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
理解度	90.4	93.9	97.4	98.7	97.4

○研修内容

- ・資産の運用関係
- ・経営移譲及び経営継承関係
農地法等の一部改正法案の概要
- ・情報セキュリティ関係
個人情報保護法及び情報セキュリティ
情報セキュリティの現状 等

③ 年金資産の運用に携わる職員の民間が主催する研修への参加

年金資金の運用に携わる職員について、民間機関が主催する研修等へ受講させた。おおむねの理解が図られた者の割合は下表のとおり。

(理解度の推移)		(単位：%)			
	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
理解度	100.0	100.0	100.0	100.0	—

(注) 平成24年度は対象者がいなかった。

○研修内容

- ・債券・株式・ポートフォリオ理論に関する通信教育
- その他の研修
 - ・情報公開、個人情報保護制度の運用に関する研修会
 - ・公文書管理研修
 - ・独立行政法人の評価・監査中央セミナー 等

(2) 業務受託機関担当者

業務受託機関担当者については、効率的・効果的な業務の遂行及び加入者、受給者等に対するサービスの向上に資するため、次とおり研修等を実施する。

① 都道府県段階における受託機関（農業会議及びJA中央会）の実務担当者及び新任担当者を対象とする研修等を毎年度当初に実施する。

② 市町村段階における受託機関

(2) 業務受託機関担当者

① 都道府県段階における業務受託機関（農業会議及び農業協同組合中央会）

各年度業務受託機関担当者に対する研修を計画どおり実施し、おおむね理解が図られた者の割合は下表のとおりであった。

(理解度の推移)		(単位：%)			
	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
理解度	93.3	91.1	93.8	100.0	96.0

○研修内容

- ・農業者年金制度
- ・資格・給付業務
- ・農業者年金事業委託事業について 等

② 市町村段階における受託機関（農業委員会及び農業協同組合）

(農業委員会及びJA)の実務担当者及び新任担当者に対する研修等については、都道府県受託機関が、①の研修等を終了した後、速やかに、すべての市町村段階における受託機関を対象として実施するよう指導とともに、必要に応じて、基金から役職員等の派遣を行う。

ア 各年度講師派遣依頼に対する基金の役職員講師派遣の対応割合は100.0%であった。

(講師派遣の件数)	(単位：件、%)				
	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
派遣依頼件数	170	153	129	74	104
派遣件数	170	153	129	74	104
対応割合	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

③ 女性農業委員等を対象とした特別研修会を計画どおりで開催し、女性の新規加入者の割合が平成21年度を除き前年度より増加した

	(単位：人、%)				
	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
新規加入者数	3,707	3,908	3,452	3,203	3,014
うち女性 (割合)	1,092 (29.5)	1,130 (28.9)	1,058 (30.6)	986 (30.8)	934 (31.0)
前年度比	100.3	98.0	105.9	100.7	100.6

(注) H19年度の新規加入者数は4,173人、うち女性は1225人であった。

6 評価・点検の実施

(1) 業務・マネジメントに関し、加入者の代表者や学識経験者等から広く意見を求め、業務運営に適切に反映させる。

6 評価・点検の実施

(1) 加入者の代表等の意見の反映
業務・マネジメントについて意見を聞くため、運営評議会（加入者の代表、年金に知見を有する学識経験者等により構成される組織をいう。）を毎年度の上半期及び下半期にそれぞれ1回以上開催し、業務運営に適切に反映させる。

6 評価・点検の実施

(1) 運営評議会を各年度2回以上開催し、委員の意見を電子情報提供システムの機能強化及び利用促進、特別研修等について業務運営に適切に反映させた。

(運営評議会の開催年月日)

	開催日		開催日
第11回	H20.9.25	第16回	H23.3.18
第12回	H21.3.23	第17回	H23.9.28
第13回	H21.9.15	第18回	H24.3.16
第14回	H22.3.25	第19回	H24.9.19
第15回	H22.9.14	第20回	H25.3.15

(注) 第16回運営評議会は、東日本大震災(平成23年3月11日)のため書面審査で実施。

(運営評議会における主な意見等と対応状況)

- 女性農業委員に対する研修会を実施されたいとの意見に対し、平成20年度から女性農業委員を対象とした特別研修会を実施。
- 市町村段階の業務受託機関で年金額が把握できていないとの意見に対し、平成21年度から電子情報提供システムの利用を促進するためのパンフレットを作成し、説明会を実施。

(2) 業務受託機関における事務

(2) 業務受託機関の事務処理の適正

(2) 業務受託機関の事務処理の適正化等

<p>処理についての考查指導については、委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、要件審査等の遂行状況、加入推進活動状況、実績報告書の作成状況等に重点を置き、各都道府県において2年に1回の割合で計画的に実施する。</p>	<p>化等 委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、業務受託機関における事務処理についての考查指導について ① 資格要件の確認・管理の執行状況、 ② 経営移譲年金及び特例付加年金の受給要件の確認・管理の執行状況、 ③ 加入推進活動状況、 ④ 実績報告書の作成状況 等を重点に、中期目標の期間中に全都道府県で2回以上実施することを基本に、毎年度22以上の都道府県において計画的に実施する。</p>	<p>考查指導を毎年度計画どおり実施し、その結果を業務運営に適切に反映させた。</p> <p>(考查指導実施都道府県数)</p> <table border="1" data-bbox="999 214 1752 277"> <thead> <tr> <th></th><th>H20年度</th><th>H21年度</th><th>H22年度</th><th>H23年度</th><th>H24年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県数</td><td>24</td><td>24</td><td>24</td><td>25</td><td>24</td></tr> </tbody> </table>		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	都道府県数	24	24	24	25	24																		
	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度																											
都道府県数	24	24	24	25	24																											
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>																														
<p>1 農業者年金事業 (1) 年金給付業務の適切な執行等 被保険者資格の適正な管理等を行うとともに、支給漏れ等がないよう適切な年金給付を行う。</p>	<p>1 農業者年金事業 (1) 被保険者資格の適正な管理 適切な年金給付を行うため、農業者年金被保険者資格記録を国民年金の被保険者記録と整合させ、必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかける。</p> <p>(2) 年金裁定請求の勧奨 年金の受給漏れ防止のため、農業者年金の受給権が発生する者等に対し、文書による裁定請求の勧奨等を行い、必要な裁定請求書の</p>	<p>1 農業者年金事業 (1) 被保険者資格の適正な管理 毎年度複数回の突合及び働きかけ等を行った結果、不整合者の減少率が40%以上であった。 (H19年11月以降におけると突合の不整合者数及び減少数) <table border="1" data-bbox="999 976 1752 1151"> <thead> <tr> <th></th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不整合者数</td> <td>8,225人</td> <td>5,092人</td> <td>3,990人</td> <td>3,542人</td> <td>3,235人</td> </tr> <tr> <td>うち6ヶ月経過後の不整合者数</td> <td>4,121人</td> <td>2,250人</td> <td>1,869人</td> <td>1,616人</td> <td>1,330人</td> </tr> <tr> <td>減少数</td> <td>4,104人</td> <td>2,842人</td> <td>2,121人</td> <td>1,926人</td> <td>1,905人</td> </tr> <tr> <td>減少率</td> <td>49.9%</td> <td>55.8%</td> <td>53.2%</td> <td>54.4%</td> <td>58.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 年金裁定請求の勧奨 年金の受給漏れ防止のため、農業者年金の受給権が発生する者等に対し、文書による裁定請求の勧奨等を行い年金等の受給漏れとならないよう裁定請求書の提出を働きかけた結果、裁定請求書を提出し裁定した者の割合が90%以上であった。</p> </p>		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	不整合者数	8,225人	5,092人	3,990人	3,542人	3,235人	うち6ヶ月経過後の不整合者数	4,121人	2,250人	1,869人	1,616人	1,330人	減少数	4,104人	2,842人	2,121人	1,926人	1,905人	減少率	49.9%	55.8%	53.2%	54.4%	58.9%
	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度																											
不整合者数	8,225人	5,092人	3,990人	3,542人	3,235人																											
うち6ヶ月経過後の不整合者数	4,121人	2,250人	1,869人	1,616人	1,330人																											
減少数	4,104人	2,842人	2,121人	1,926人	1,905人																											
減少率	49.9%	55.8%	53.2%	54.4%	58.9%																											

提出を遅滞なく行うよう働きかける。

(勧奨状送付者数に対する裁定割合)

(単位：%)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
裁定割合	93.1	91.2	90.3	91.8	92.1

(2) 手続の迅速化等
農業者年金の被保険者の資格に関する決定、年金給付及び死亡一時金に係る受給権の裁定、農業者年金被保険者証及び農業者年金証書の再交付等の事務を迅速に処理するため、各申出等ごとに定めている標準処理期間内に処理を行う。また、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。

(3) 申出書等の迅速な処理
提出された申出書等については、迅速に処理を行い、その97%以上を標準処理期間内に処理することとし、その結果について、毎年度2回公表する。

(参考：標準処理期間)

- ・加入申出書 60日以内
- ・カラ期間該当申出書 60日以内
- ・被保険者証再交付申請書 60日以内
- ・保険料額変更申出書 60日以内
- ・年金・一時金裁定請求書 90日以内

(3) 申出書等の迅速な処理

提出された申出書等の処理について、その97%以上を標準処理期間内に処理するという計画に対し毎年度計画どおり処理した。

また、申出書等の処理状況の結果は年2回公表し、期間内に処理するよう指導を行った。

(標準処理期間内の処理割合)

(単位：件、%)

		処理件数	期間内の処理件数	(割合)	達成率度合
H20年度	8月	2,151件	2,118件	(98.5%)	101.5%
	2月	2,563件	2,539件	(99.1%)	102.2%
H21年度	8月	2,237件	2,189件	(97.9%)	100.9%
	2月	2,571件	2,560件	(99.6%)	102.7%
H22年度	8月	1,727件	1,695件	(98.2%)	101.2%
	2月	2,219件	2,170件	(97.8%)	100.8%
H23年度	8月	2,064件	2,029件	(98.3%)	101.3%
	2月	2,964件	2,920件	(98.5%)	101.5%
H24年度	8月	2,336件	2,308件	(98.8%)	101.9%
	2月	3,069件	3,035件	(98.9%)	102.0%
計		23,901件	23,563件	(98.6%)	101.6%

返戻件数が減少するように指導を行い、返戻件数の割合は平成20年度に比べて減少している。

また、平成23年度には加入申込書の提出先について農業委員会への提出もできるよう事務処理の改善を行った。

(裁定請求書の返礼状況)

(単位：件、%)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
受付件数	5,957件	6,072件	4,212件	8,189件	10,968件
うち返戻件数	661件	424件	320件	523件	864件
返戻率	11.1%	7.0%	7.6%	6.4%	7.9%

2 年金資産の安全かつ効率的な運用

年金資産の運用について
は、受給開始時までの運用結果が新規裁定者の年金額に直

2 年金資産の安全かつ効率的な運用

(1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基

2 年金資産の安全かつ効率的な運用

(1) 年金給付等準備金運用の基本方針に基づいた安全かつ効率的な運用

年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき、安全かつ効率的に運用を行った。

<p>接反映されるため、安全かつ効率的に行うとともに、基本となる年金資産の構成割合については、諸条件の変化に照らした妥当性の検証を、毎年度、1回以上行う。</p>	<p>づき安全かつ効率的に行う。</p>	
	<p>(2) 資金運用委員会（役職員及び年金資金運用管理全般に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下同じ。）を毎年度四半期ごとに開催し、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行う。</p>	<p>(2) 資金運用委員会の開催及び運用状況、運用結果の評価・分析 資金運用委員会については、計画どおり毎年度四半期ごとに開催し、運用状況、運用結果の評価・分析を行った。 また、平成24年度の資金運用委員会において「付利準備金の額の確保に関する検証実施規程」による検証を行った。</p>
	<p>(3) 年金資産の構成割合については、毎年度、資金運用委員会において検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>(3) 年金資産の構成割合の検証 年金資産の構成割合については、毎年度、資金運用委員会で検証を行い、構成割合を見直す必要がないことを確認した。 特に平成24年度は、現在の資産構成割合による運用を開始してから一定の期間が経過したことから、資金運用委員会において、政策アセットミックスの分析・検証を主な内容とする基本方針の見直しに関する検討を6回行い、現行の政策アセットミックスを維持することが適切との結論を得た。</p>
	<p>(4) 年金資産の構成割合、運用成績等については、四半期ごとにホームページで情報を公開するとともに、加入者に対して、毎年6月末日までにその前年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知する。</p>	<p>(4) 運用成績等の情報提供 年金資産の構成割合、運用成績等については、毎年度四半期ごとにホームページで公開するとともに、加入者に対しては、毎年6月末日までに運用結果を通知した</p>
<p>3 制度の普及推進及び情報提供の充実 (1) 広く農業者の方々に政策支援を始めとした農業者年金制度の仕組み・特質を周知する。</p>	<p>3 制度の普及推進及び情報提供の充実 (1) 可能な限り多くの農業者の方々に、政策支援を始めとした農業者年金制度の仕組み・特質について理解を得るために、農業関係の新聞等メディアの活用によるPRを通じて制度の周知を図る。</p>	<p>3 制度の普及推進及び情報提供の充実 (1) 制度の周知を図るため、平成20年度から農業関係新聞によるPRを年2回実施した。 平成22年度からは、農業関係新聞への記事掲載を働きかけ、その結果、全国農業新聞に「のうねん便り」として加入推進及び確定申告の際の留意点等について掲載された。 また、平成21年度以降、市町村段階の業務受託機関に対し、市町村の広報紙、JAだより等の広報媒体を活用した制度のPRを行うよう、都道府県の農業会議及び農業協同組合中央会を通じて市町村段階の全ての農業委員会及び農業協同組合に対し働きかけ、以下の業務受託機関</p>

で広報媒体を活用した制度のPRが実施された。

(PR実施業務受託機関数)		(単位:機関)			
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
実施機関数	農業委員会	443	483	785	790
	農業協同組合	219	304	265	247

【特記事項】

平成23年度には、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律40号）に基づく、保険料免除等の特例措置等について、業務受託機関を通じたパンフレットの配布や資料のホームページへの掲載により周知を行うとともに、フリーダイヤルを設置して、被災者からの問い合わせに対応した。

(2) これまでの新規加入者の加入実績等を踏まえ、制度普及活動の経済性・有効性を高める観点から、具体的な戦略プランを作成するなどにより重点化し、メリハリの効いた効率的・効果的な普及活動を実施する。

(2) これまでの加入実績等を踏まえ、普及活動の経済性・有効性を高める観点から、効果の高い活動事例を活用した制度普及の推進、認定農業者等に重点的に加入を勧めること等を明確化した加入推進取組方針（戦略プラン）を策定するなどにより重点化し、メリハリの効いた効率的効果的な普及推進活動を実施する。

また、中期計画の定めるところにより、新規加入者の増加に向けた加入推進活動に取り組む。

(3) 平成21年度までの各年度については、既に定めている加入目標の達成に取り組む。

また、平成22年度以降については、それまでの加入実績等を踏まえ新たに計画を策定し、引き続き、加入推進に取り組む。

(4) 現場のニーズを踏まえた利用者の立場に立った資料を作成し、ホームページ等を通じ隨時公表する。

(3) 国民の理解が得られるよう、情報へのアクセスの容

(2) 戸別訪問等効果の高い活動事例を活用した制度普及の推進、加入推進取組方針（戦略プラン）等に基づく効率的・効果的な加入推進に取り組んだ。

(3) 新規加入者数は、毎年度、目標に達しなかった。

(新規加入者数と達成率)						(単位:人、%)
	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	
目標数	5,790人	5,790人	6,000人	6,000人	6,000人	
実績	3,707人	3,908人	3,452人	3,203人	3,014人	
達成率	64.8%	67.5%	57.7%	53.4%	50.2%	

(4) 業務受託機関が実施する制度の周知・普及活動に必要な優良事例集等の資材を作成・提供するとともにホームページで公表した。

(5) 情報の発信源としてのホームページについて、多様な利用者によ

(5) 平成22年度に、ホームページの問題点の分析及び利用者（業務受託機関、一般閲覧者（農業・年金に興味のあるモニターを含む。））を対象としたWEB上によるアンケート調査を行い、そ

	<p>易化、分かりやすい説明等に努めるとともに、加入者等に対しては、制度運営の状況等の情報をリーフレット、ホームページ等で定期的・迅速に提供する</p> <p>り分かりやすく、かつ使いやすい内容とするため、コンテンツの見直しを行う。</p> <p>また、利用者に対し「ホームページの内容に関するアンケート」を実施し、必要に応じ、そのニーズを取り入れ、リニューアルを実施する。</p>	<p>それぞれの結果に基づき、ホームページリニューアル改善方針を作成し、平成23年度に、この基本方針（改善方針）に基づき、リニューアルを実施した。</p> <p>リニューアル後のホームページについては、効果検証の結果、農業者年金に加入を検討中の方、既に加入している方、業務受託機関の方の「3つの主要なターゲットユーザー」が求める情報の見やすさ、使いやすさを標準的なレベルまで引き上げられたことが確認された。</p> <p>【参考】</p> <p>(改善方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「ご加入をお考えの方」、「既にご加入の方」、「業務受託機関の方」の3つの主要なターゲットユーザーのそれぞれが、求める情報を探しやすいメニュー構成を実現する。 ② 利用頻度の高い情報や関連情報を容易に閲覧できるように充分配慮する。 ③ 加入促進に当たり重要なメニューの訴求力向上を図る。 ④ ニーズが高い情報について、コンテンツの新規追加・拡充を検討する。 ⑤ 改正JISに基づき、公共機関ホームページに求められるアクセシビリティ品質を確保する。 																																			
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>旧制度に基づく融資事業又は農地の割賦売渡による貸付金債権の管理・回収を適切に進め、財務の改善に資する。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、業務受託機関との密接な連携、現地調査等により債務者に関する情報を把握し、すべての貸付金債権について、毎年度、債権分類の見直しを行う等により、適切な管理・回収を行う。また、毎年度、農地等担保物件の評価の見直しを行う。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>(1) 債権の分類見直し及び適切な債権の管理・回収</p> <p>毎年度、すべての貸付金債権について、前年度末現在の状況に対応して、分類の見直しを行い、これに基づき、業務受託機関と連携の上、延滞者の実態把握、督促、面談及び抵当権の実行等により適切な管理・回収を行った。</p> <p>(債権の管理・回収の状況) (単位：件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地等割賦 売渡債権</td> <td>件数 金額</td> <td>27 199</td> <td>8 35</td> <td>6 21</td> <td>5 71</td> <td>2 11</td> </tr> <tr> <td>農地等取得 資金貸付金</td> <td>件数 金額</td> <td>94 705</td> <td>106 627</td> <td>84 498</td> <td>90 435</td> <td>63 241</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>件数 金額</td> <td>121 904</td> <td>114 662</td> <td>90 519</td> <td>95 506</td> <td>65 252</td> </tr> <tr> <td>年度末残高</td> <td>件数 金額</td> <td>553 2,694</td> <td>439 2,032</td> <td>349 1,513</td> <td>254 1,007</td> <td>189 755</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 担保物件の確認、評価見直し</p> <p>毎年度、融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金のすべての担保物件について登記事項証明書を取得するなどして確認し、評価の見直しを行った。</p>			H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	農地等割賦 売渡債権	件数 金額	27 199	8 35	6 21	5 71	2 11	農地等取得 資金貸付金	件数 金額	94 705	106 627	84 498	90 435	63 241	計	件数 金額	121 904	114 662	90 519	95 506	65 252	年度末残高	件数 金額	553 2,694	439 2,032	349 1,513	254 1,007	189 755
		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度																															
農地等割賦 売渡債権	件数 金額	27 199	8 35	6 21	5 71	2 11																															
農地等取得 資金貸付金	件数 金額	94 705	106 627	84 498	90 435	63 241																															
計	件数 金額	121 904	114 662	90 519	95 506	65 252																															
年度末残高	件数 金額	553 2,694	439 2,032	349 1,513	254 1,007	189 755																															
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p>		<p>長期借入金は市中金利情勢等を考慮し、競争入札を行うことにより極力有利な条件での借り入れを行った。</p>																																			

1 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）
附則第17条第2項の規定に基づき、基金が長期借入金をするに当たっては、市中金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。

(単位：百万円)

借入年月日	借入の相手方	借入金額	借入利率	償還期限	長期プライムレート
H20. 6. 23	三菱UFJ信託銀行ほか128行庫	58,500	1.664%	H25. 6. 21	2.45%
H20. 6. 23	山梨中央銀行 ほか118行庫	58,000	1.404%	H23. 2. 4	2.45%
H20. 8. 7	みなし銀行東京支店	15,000	1.095%	H24. 2. 6	2.40%
H20. 8. 7	みずほコーポレート銀行	13,000	1.515%	H25. 6. 21	2.40%
H20. 8. 7	農林中央金庫	13,000	1.400%	H25. 6. 21	2.40%
H20. 11. 7	みずほコーポレート銀行	18,000	1.118%	H24. 2. 6	2.35%
H20. 11. 7	みずほコーポレート銀行	18,000	1.102%	H24. 2. 6	2.35%
H21. 2. 6	群馬銀行 ほか109行庫	21,800	1.188%	H25. 2. 5	2.25%
H21. 2. 6	山梨中央銀行 ほか147行庫	43,000	1.01417%	H22. 2. 5	2.25%
H22. 2. 5	山梨中央銀行 ほか157行庫	83,100	0.715%	H27. 2. 3	1.65%

(単位：百万円)

借入年月日	借入の相手方	借入金額	借入利率	償還期限	5年国債金利
H23. 2. 4	栃木銀行 ほか42行庫	86,000	0.514%	H28. 2. 2	0.510%
H24. 2. 6	朝日信用金庫 ほか56行庫	79,600	0.328%	H29. 2. 3	0.335%
H24. 11. 6	武藏野銀行 ほか37行庫	47,900	0.195% (平均利率)	H29. 11. 2	0.195%
H25. 2. 5	山梨中央銀行 ほか12行庫	33,200	0.147% (平均利率)	H30. 2. 2	0.150%

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

業務運営の効率化による経費の抑制等（再掲）

(1) 一般管理費及び事業費の抑制

一般管理費（人件費を除く。）については、平成19年度比で15%抑制する計画に対し、実績では19.1%の抑制を達成した。

(単位：千円、%)					
	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
決算額（実績額）	691,678	618,189	556,357	643,958	668,808
H19年度予算額に対する削減率	▲16.4	▲25.3	▲32.7	▲22.1	▲19.1
(参考) H19年度決算額に対する削減率	▲9.1	▲18.7	▲26.9	▲15.4	▲12.1

(注1) H19年度：(予算) 827,168千円、(決算) 760,792千円

(注2) H24年度は、前年度までの運営費交付金の残額から、電算システム開発費に充当した金額を除いている。

(単位：千円、%)					
	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
一般管理費（予算）(A)	802,353	776,277	751,049	711,455	688,311
H19年度予算額に対する削減率	▲3.0	▲6.2	▲9.2	▲14.0	▲16.8
決算額(B)	691,678	618,189	556,357	643,953	938,800
残額(C=A-B)	110,675	158,088	194,692	67,502	▲250,489.
繰越額	110,675	268,763	463,455	530,957	280,468
合計					

(注1) (A) は運営費交付金として国から交付された人件費を除く一般管理費。

(注2) (B) の平成24年度は前年度までの運営費交付金の残額から電算システム開発費に充当した額を含む決算額。

また、事業費については、19年度比で13%以上抑制する計画に対し、実績では25.0%の抑制を達成した。

【達成状況】

(事業費の各年度の達成状況)		(単位：千円、%)				
		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
決算額（実績額）		2,170,421	1,964,454	1,854,729	1,854,729	1,789,725
H19年度予算額に対する削減率		▲9.0	▲17.7	▲17.7	▲22.3	▲25.0
(参考)						
H19年度決算額に対する削減率		▲7.5	▲16.3	▲16.3	▲21.0	▲23.7

(注1) H19年度：(予算) 827,168千円、(決算) 760,792千円

(2) 人件費の計画的削減

人件費については17年度比5%以上削減する計画に対し、実績で21.5%の削減（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）を行った。

(単位：千円、%)			
	H17年度実績	H24年度実績	削減率
人件費	754,840	592,514	△21.5

第5 短期借入金の限度額
 1 2億円
 (想定される理由)
 運営費交付金の受入れの遅延。

2 2,704億円（平成20年度）
 875億円／年（平成21年度から平成24年度まで）
 (想定される理由)
 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金の一時的な調達困難。

第5 短期借入金の限度額

短期借入金については、実績がなかった。

第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

2 千葉県柏市に所有する職

千葉県柏市に所有する職員宿

職員宿舎等とその土地について、平成22年3月に一般競争入札により、落札者を決定し、売

<p>員宿舎等については、利用率が低調であることを踏まえ、平成20年度乃至平成21年度に売却する。</p>	<p>舍等については平成21年度末までに売却する。</p> <p>土地：千葉県柏市根戸字高野台 471番69 (面積：667.64m²)</p> <p>建物：宿舎（物置を含む。） 昭和50年築 鉄筋コンクリート造 陸 屋根 3階建 延べ床面積688.8m²</p>	<p>却した。（簿価42,649千円、売却価格68,100千円）</p>						
	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>(1) 方針</p> <p>農業者年金事業や資金運用に関する研修等により専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、適正な人員配置を行う。</p> <p>また、中期目標の期間の終了時までの人員費の削減計画を達成するため、継続雇用制度の活用等による業務の執行方法の見直し等に取り組む</p> <p>(2) 人員に係る指標</p> <p>期末の常勤職員数を期初の91.5%とする。さらに、見直しに取り組み、極力縮減するよう努める。</p> <p>(参考1)</p> <table> <tr> <td>期初の常勤職員数</td> <td>82人</td> </tr> <tr> <td>期末の常勤職員数の見込み</td> <td>75人</td> </tr> </table> <p>(参考2)</p> <table> <tr> <td>中期目標期間中の人件費総額見込み</td> <td>3,603百万円</td> </tr> </table>	期初の常勤職員数	82人	期末の常勤職員数の見込み	75人	中期目標期間中の人件費総額見込み	3,603百万円	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>(1) 新任職員に対し、農業者年金業務全般についての知識の修得を図るために研修を実施するとともに、年金資産の運用等専門分野に特化した専門研修を実施する等、人材の育成を図るとともに、基金で培った知識・経験を業務運営に活かすため、定年退職者を引き続き非常勤職員として継続雇用とした。</p> <p>(2) 期末の常勤職員数を期初の91.5%である75人に縮減した。</p>
期初の常勤職員数	82人							
期末の常勤職員数の見込み	75人							
中期目標期間中の人件費総額見込み	3,603百万円							

2 積立金の処分に関する事項
前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した現預金及び前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金は、旧年金給付費及び旧年金給付のための借入金にかかる経費（利子及び事務費を含む。）の一部に充当した。

2 積立金の処分に関する事項
前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した現預金及び前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金を次の経費に充当する。
(1) 旧年金給付費
(2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費（利子及び事務費を含む。）

